

邪馬台国以後の九州と大和

若 井 敏 明

キーワード：邪馬台国、筑紫国造、磐井

要約

景行天皇の遠征のあと、九州も大和政権によって国と県が設置された。国県制は景行朝での版図の拡大をうけて、次代の成務朝にそれまでの萌芽的な地方支配の整備したもので、九州東部や南部の国造は、宇佐以外は中央から派遣された王族ないしはその側近であった。この分布は、まだ大和政権に屈していないかつての邪馬台国連合を包囲するようにもみえる。このときには征服されなかった北部九州のうち、玄界灘に面した福岡平野とその周辺の地域は、四世紀の半ばの仲哀天皇による遠征の際には大和に帰順し、内陸部の筑後平野を中心とした地域が最後まで抵抗した。その後大和政権はあらたな征服地に県制を施行し、さらに筑紫国造を置いてかつての邪馬台国連合の故地全般を支配した。

国造となった筑紫君は大彦命の後裔氏族で、その墳墓と思われる八女古墳群の最古の前方後円墳、石人山古墳は五世紀半ばの築造、いずれも筑紫国造が大和政権の北部九州制圧後に設置されたという推定と矛盾せず、筑紫君は九州のほかの国造と同様に中央を出自とする。筑紫国造の重要な職務は、その管理下にある港湾をもって、外国使節を迎えさらに中央へと導くこと、そして海外へ使節や軍隊を送ることであった。磐井がおこした乱は、国造制のもつ限界を朝廷に知らしめたものであり、そのため朝廷は国造制のなかに屯倉制を組み入れてゆく。磐井が反乱をおこした動機も国造政策との関係でみるべきで、雄略天皇以降の国造への抑圧や貢納の強化などがその原因であろう。

おわりに

『魏志倭人伝』にみえる邪馬台国や卑弥呼はいまや国民的関心をあつめている歴史上の話題である。最近私は『邪馬台国の滅亡』（歴史文化ライブラリー、吉川弘文館）という拙著で、この問題についていささか私見をあきらかにした。そこでは、『倭人伝』のほかに『古事記』や『日本書紀』といった日本側の文献も用いて、邪馬台国が北部九州に所在し、三六八年前後最終的に大和政

権によって滅ぼされたと論じた。だが、拙著では邪馬台国の滅亡と大和政権による九州制圧までを叙述するにとどめ、それ以降の推移については論じることがなかった。本稿では、この拙著での考察をふまえ、邪馬台国以後の九州と大和政権との関係について卑見を述べてみることにしたい。

一 邪馬台国包囲網の形成

大和政権による九州進出は『記紀』によれば二度おこなわれた。最初が景行天皇の時代であり、『古事記』は天皇の皇子、小碓皇子つまりヤマトタケルによるクマソタケルの征伐という説話を記しているが、『日本書紀』はそれ以外に天皇自身による遠征記事をかかげており、それに対応する記述が九州の風土記にもみえる。そして二度目が景行天皇の孫にあたる仲哀天皇による遠征であった。最終的に九州北部が大和政権に服属したのはこのときのことであった。私が邪馬台国の滅亡と呼ぶ出来事にほかならない。そこでまずはじめに、邪馬台国が滅亡したころの九州地域の状況について、私見をまとめておくこととする。

景行天皇による九州遠征は『日本書紀』によれば、九州東北部に上陸し、現在の大分県から宮崎県さらに熊本県におよんだらしい。景行天皇の実年代は、拙著で論じたように天皇在世中に誕生したとおもわれる孫の仲哀天皇が三六六年ごろになくなっている。四世紀初頭には及んでいたと考えられる。したがって、景行天皇による九州略略は三世紀末ないし四世紀初頭のことと一応は推定することができよう。つまり、景行天皇による遠征により、九州の東部から南部にかけては四世紀初頭には大和政権のもとに属していたと思われる。具体的には豊、襲、熊の地域である。このうち、熊の地域が『魏志倭人伝』に女王国の南に位置していたという狗奴国に相当するのはいまでもなからう。

では、大和政権はそれらの地域をどのように統治したのであろうか。そこでまず、大和政権の地方支配の一般的あり方について

述べておくこととしよう。

大和政権の地方支配の根幹は国と県であった。『古事記』はその成務天皇の段で「建内宿禰を大臣として、大國小国の国造を定めたまひき、また国々の堺、また大県小県の県主を定めたまひき」と記し、『日本書紀』は同じく成務五年九月条に「諸国に令して、国郡に造長を立て、県邑に稲置を置つ」と記す。つまり、当時の地方支配の単位としては、国造によって治められる国と県主ないし稲置に治められる県があったのである。

もちろん、これには諸説があり、県を国に先行するとみなしたり、国造制の成立についても四世紀前半と思われる成務朝ではなく、五世紀さらには六世紀にまで下げる見解もある。しかし、私見ではこれらはみな『記紀』の情報にたいする不信感から出発しているものであって、かならずしも確固たる根拠があるとはいえない。国県制は景行朝での版図の拡大をうけて、次代の成務朝にそれまでの萌芽的な地方支配の整備したものと考えてよいと思う。したがって、大筋からみて九州地方にもこのような統治方法が採用されたことはまちがいない。以下、具体的に四世紀初頭には大和政権に服属したと思われる九州東部や南部での状況をみてみよう。

『先代旧事本紀』（以下『旧事本紀』と略す）の「国造本紀」では、東部九州の国造として宇佐国造、豊国造、国前国造、比多（日田）国造がみえ、南部では日向国造、大隅国造、薩摩国造、西南部では火国造、阿蘇国造、葦分国造、天草国造が列挙されている。

これらの国造の設置時期について『旧事本紀』は、南部では、日向国造は心神朝、大隅国造と薩摩国造は仁徳朝とし、火国造と阿蘇国造は崇神朝、葦分（葦北か）国造は景行朝とする。東部では神武紀に出てくる宇佐国造は別として、豊国造、国前国造、比多（日田）国造はみな成務朝のこととする。成務朝は『記紀』が国県制が整えられたとする時期なので、それにあわせての記述とも考えられるが、事実としても矛盾はしない。また、南部の日向、大隅、薩摩で国造制の整備が遅れたというのもうなずける。ただ、火国造と阿蘇国造が崇神朝の設置というのは早すぎる。

『旧事本紀』は阿蘇国造の項で、その祖を火国造と同祖で神八井耳命の孫、速瓶玉命とする。また火国造の項では、大分国造と同祖で志貴多奈彦命の兄、遅男江命とみえる。志貴多奈彦命とは志貴の多奈彦ということだろうが、河内の志貴（志紀）県主は神八井耳命を祖としているから、ふたつの記事には整合性がある。阿蘇国造と火国造は大分国造とともに、神武天皇の皇子、神八井耳命を祖とすると主張していたのである。ところで、神八井耳命から出たとされる氏族に多臣がある。だから、阿蘇や火、大分の国造はいわば多臣の同族といつてよい。ちなみに、大分国造は『旧事本紀』の「国造本紀」では項目がたてられていないが、おそらく脱漏があると思われる。

つぎに豊国造は『旧事本紀』では伊甚国造などと同祖の宇那足尼すくだねとある。『古事記』によれば伊自牟（伊甚）国造は天菩比命の子、タケヒラトリから出ているというから、アメノホヒノミコトにつながる出雲系の豪族だとわかる。また『豊後国風土記』で

は、景行天皇が「豊国直等の祖、菟名手」に豊国を治めさせたとみえるから、『旧事本紀』のいう宇那足尼は脱字があつてウナテのスクネということだろう。

ここで興味深いのが、『日本書紀』景行十二年九月戊辰条によれば、景行天皇の九州遠征軍に多臣の祖タケモロキ、物部君の祖ナツハナ、国前君の祖ウナテが加わっていることである。つまり、大分、火、阿蘇、豊（または国前）などの国造は、景行天皇の遠征に随行した人物とのかかわりをもっているのである。

ところで『日本書紀』ではウナテは国前君の祖とあるが、いっぽう『旧事本紀』では、国前国造は吉備臣と同祖で吉備都命の六世孫牛佐自命からという。また『古事記』は孝霊天皇段に日子刺肩別命が豊国之国前臣の祖とみえる。日子刺肩別は孝霊の子で、大吉備津日子らの兄弟である。したがって、『旧事記』や『古事記』では、国前国造は吉備系、豊国造は出雲系ということとなり、『日本書紀』では国前国造が出雲系ということとなる。豊国造と国前国造の出自についていささか混乱があるようだが、いずれにしても、大和政権の構成員から出たとされていることは、うごかない。

さらに葦北国造は『日本書紀』敏達十二年七月丁酉条や同年是歳条に「火葦北国造」とみえるから肥国の一部を占めていたことがうかがわれるが、吉備津彦の兄、三井根子が景行朝に国造を賜ったというので吉備系といえる。また比多（日田）国造の止波足尼は葛城国造と同祖という。さすれば神武紀にみえる剣根を祖とするということになる。

このようにみると、景行朝に大和政権が征服した地域の国造は、宇佐の例以外はみな中央から派遣された人物の後裔であることになる。しかも、大分、火、阿蘇、豊（または国前）などの国造は、景行天皇の遠征に随行した人物とのかかわりがつよい。いいかえれば、九州の国造は景行天皇の遠征にかかわった人物ないしはその関係者がおおく任じられていることに気づく。これらの始祖伝承については、のちに大和政権に関係づけたとみることもできるかも知れないが、そうすると宇佐国造の例が説明できない。『記紀』ともに神武天皇を供応したウサツヒコとウサツヒメが宇佐氏の祖とされている。神武天皇の時代から宇佐に国造が置かれたはずはないから、これは宇佐氏が在地の豪族であって、東征時の神武とかかわったという伝承を有していたことを示している。このような現地との古い由緒を主張する国造が存在するいっぽうで、その他の国造がその伝統を捨てて、大和政権との関係を主張することができたのか、私には疑問に思われる。

このように考えると、国造の出自伝承は尊重されるべきものであって、おそらく仲哀天皇による北部九州への遠征がおこなわれるまでに、宇佐、豊、国前、日田、火、阿蘇には国造による支配体制が整備されており、それらの大部分は大和から派遣された王族ないしはその側近であったのである。

なお、考古学の成果との安直な結び付けはつつしむべきであろうが、宇佐国造については赤塚古墳とそれが属する川部・高森古墳群との関係が注目されるし、豊国造については京都平野の石塚古墳をはじめとする古墳と関連がある。また火国造は宇土の古

墳との関連をみるべきであろう。

それはともかくとしても、国造の分布をみれば、まだ大和政権に屈していない北部九州の囲む具合に配置されていることに気づく。景行朝の遠征の成果をふまえて、邪馬台国連合を包囲する体制が出来上がっているようにも思われるのだが、いかがであろうか。

二 筑紫国造

景行天皇による遠征のときにのこされた北部九州は、のちの筑紫（筑前・筑後）と肥前地方とみられるが、この地域もおおしくふたつの地域にわかれていたようにみえる。玄界灘に面した福岡平野とその周辺の地域と、内陸部の筑後平野を中心とした地域のふたつである。四世紀の半ば、三六五ごろに大和政権の仲哀天皇の一行による遠征がおこなわれたとき、このふたつの地域の勢力は対照的な態度をとった。まず、玄界灘沿岸の諸国は大和の遠征軍に帰順した。『日本書紀』仲哀八年正月壬午条はそれを岡山主の祖、熊罥と怡土県主の祖、五十迹手と記す。前者は遠賀川河口付近、後者は糸島半島の豪族で、とくに五十迹手は『魏志倭人伝』にいう伊都国の首長の後裔とみてあやまりない。

それについて、最後まで遠征軍と戦ったのが内陸部の勢力である。このことからみて、その滅亡時に北部九州では海岸部と内陸部ですでに分裂がみられ、大和政権はおそらくその分裂につけこむところがあったのであろう。仲哀天皇が戦って破れたというのはこの内陸の勢力だった。『日本書紀』神功摂政前紀には、仲

哀天皇の死後、後のオキナガタラシヒメつまり神功皇后が荷持田村の羽白熊鷲を撃つために、松峽宮に移り、そこがのちの御笠の地であること、さらに熊鷲の撃ち破った層増岐野を安と名付けたという説話を記しているので、羽白熊鷲は福岡平野と筑後平野を結ぶ要衝、御笠郡から夜須郡にかけての豪族とみてよい。

そして最後にのこったのが筑後平野の山門の勢力であった。『日本書紀』によれば、田油津媛という者を誅殺し、その兄である夏羽が軍を興して迎えに来たが妹が殺されたことを知って逃走したという。この記事は重要な情報をあたえてくれる。つまり、妹と兄は同じ場所にはいなかったのであって、兄が軍を率いていたことからみて、軍事的な拠点は田油津媛の居住地とは離れていたと思われる。卑弥呼が鬼道にしたがっていたという『魏志倭人伝』の記述をも参照すれば、軍事・政治の拠点と宗教的拠点は離れていたとみなされると思う。大和政権の遠征軍は巫女的存在と思われる田油津媛を殺害することで宗教的拠点を制圧して、戦いの帰趨を制したのである。

さて、その後大和政権はあらたな征服地をどのように統治したのであるか。まず考えられるのが県制の施行である。さきにもた伊都県主と岡県主のほかに、このときの征服地に属すると思われる県主がいくつか確認できる。水沼県主、嶺県主（以上『日本書紀』、佐嘉県主（『肥前国風土記』）である。また県主の有無は判然としないが、県を付している地名もみえる。

このように、北部九州に県制が施行されたのは確実であるが、このような比較的狭い範囲の支配をまかされた県主とはちがって、

かつての邪馬台国連合の故地全般を支配することとなるのが筑紫国造である。では、その筑紫国造はいかにその地域を支配したのであろうか。その実態はよくわからないが、かろうじてそれをうかがうことができるのが、国造であった磐井の乱を通じてである。

ところが、磐井は国造ではなく、乱の後で九州で国造制が施行されたという見解がある。この見解にしたがえば、磐井を通じて国造の支配のあり方を論じることができないということとなる。

このような見解が主張される背景には、磐井は九州土着の豪族（在地首長）で、彼を倒すことで大和政権は九州を直接支配できるようになったという考えがある。大和政権の全国統一を六世紀まで下らせる見解である。しかし、磐井と彼が属した筑紫君氏が九州根生いの豪族であったとは思えない。『日本書紀』によればこの氏族は大彦命の後裔氏族であったというし、『旧事本紀』は孝元天皇の皇子、大彦五世の孫、日道命が国造となったという。大彦は第十代の崇神天皇の叔父だから、その五世とすれば十四代の仲哀天皇と同世代ということになり、仲哀の後である神功皇后の遠征のあと国造に任じられたとして不都合はない。

また、筑紫君の墳墓と思われる岩戸山古墳を含む八女古墳群のうち、もともとも古いとされている前方後円墳である石人山古墳は五世紀なかばの築造だというが、これも、筑紫国造が神功皇后の北部九州制圧後に設置されたという推定と齟齬しない。

このようにみれば、筑紫君は九州のほかの国造と同様に中央から派遣され、県主層の豪族のうえに君臨するものであったとみるべきであろう。その時期は四世紀末から五世紀初頭のことでもあ

ろうか。したがって、のちに大和政権に反抗する筑紫君磐井の勢力は従来いわれてきたように彼が在地の豪族であったからなのではなく、国造という地位に由来するものだったのである。そのことは、磐井の乱を通じて筑紫国造のあり方を論じることができるということでもある。

ただ、そのままに検討しておかなくてはならないのが、『日本書紀』に磐井の乱が大和政権による近江毛野の朝鮮派兵と密接に関連して述べられていることである。そこでまずその顛末を記そう。

継体二十一年（五二七）、「新羅に破られし南加羅・喙己吞」を復興するために近江毛野が六万の兵を率いて任那に行こうとしたが、新羅から賄賂を受けた筑紫国造磐井に阻止される。朝廷は物部大連鹿鹿火を大將軍として派遣し、翌二十二年十一月に御井で磐井を破る。これがいわゆる磐井の乱である。その後二十三年（五二九）三月に近江毛野は安羅に至り、百済と新羅も使節を派遣する。四月に任那王が来朝し、新羅がしばしば越境することを訴え、朝廷は任那王を送るとともに、任那にいる近江毛野に任那王の訴えを確かめるように指示する。当時熊川にいた毛野は新羅と百済の王自身を招集するが、両者とも来ず、毛野の厳命にたいして新羅は上臣に三千の兵を率いさせて遣わしたので、毛野は任那の己叱己利城に入る。新羅の上臣は三月待ったが大和政権の詔を得られず、付近の村四カ所を略奪して帰る。その後毛野は現地にとどまり、任那王の不興をかい、二十四年（五三〇）九月には、任那王は百済と新羅に援軍をもとめ、両国の軍は協力して毛野の

依る城を包囲し、築城したのち帰国するが、その途上で道すがらの城五カ所を抜く。そしてこの年、毛野は召還されて対馬に至り、そこで死去する。

けっきょく毛野の派遣は失敗に終わったわけだが、毛野が帰国した翌々年の五三二年、金官国の国王が新羅に降伏して、ここに南加羅は滅亡するという。ところが、この南加羅の滅亡を継体二十三（五二九）年の新羅の上臣による村々の略奪に相当するといふ見方^③がある。そこから、「新羅に破られし南加羅・喙己吞」を復興するための近江毛野の派兵は、それ以降のことであって、磐井の乱と朝鮮出兵は無関係だ^④としたり、さらに、新羅の南加羅方面への進出は任那王が来朝して新羅の越境を訴えたあたりからのこと^⑤で、大和政権の派兵はそれをうけたものとし、磐井の乱は実際は五三〇年のこととみる見解^⑥すらある。

しかしそれらは深読みであると私には思える。『日本書紀』の派兵の発端はたしかに唐突だが、それ以前に新羅が南加羅方面に侵入していたとしてもおかしくはない。^⑥じつさい、継体二十三年三月条には大和政権が帯沙の港を百済に与えたことを恨んで、加羅王が新羅と提携しようとして、新羅王の娘と婚姻をむすぶが、やがて関係が悪化したことを記している。このうち新羅王家と加羅王家との婚姻は『三国史記』で五二二年のことと押さえられるので、その後ふたたび両国の関係が悪化して、南加羅・喙己吞を新羅が攻撃することは十分に考えられるのである。

この両国のトラブルについて、とりあえず大軍を背景にして近江毛野は現地での解決に成功したのである。しかし、その後も

新羅の侵入はやまなかった。それがどの方面であったかはあきらかではないが、任那王みずから倭国にやって来て状況を訴えるとは只事ではない。そこで朝廷は任那にいる毛野に再調停を指示したのであって、その間の経過は十分納得のいくものである。

ところが、毛野の調停が失敗し、さらに倭国軍の駐留が長引くにつれて、それへの不満が大きくなり、任那王は新羅と百済の出兵を依頼してしまうのである。そこでの両国軍のふるまいはほとんど侵略軍の態であったが、毛野の籠もる城を落とせないまま一端は帰国する。五三〇年のことである。ここで興味深いのが、『日本書紀』継体二十五年条が引用する「百済本紀」である。ここでは辛亥年つまり五三一年に百済が安羅に侵攻したことが記されている。これは近江毛野の率いる大軍が倭国に帰国してしまつたあと、好機来たれりとはばかり、百済が安羅に侵入する様が彷彿とするではないか。安閑元年（五三四）五月条には百済が調を貢つたうえに、別の上表したというが、その下心が透けてみえる。もし五三一年に継体が死去したとするのが正しいとすれば、安閑元年はあるいは五三二年のことともなり、百済の上表と安羅侵攻との関係はいっそうあきらかとなる。百済がそのような態度なら、新羅もまた同様であろう。五三二年の金官国の新羅への降伏はそのような背景でおこつたのである。このようにみれば、近江毛野の出兵をめぐる一連の動向は、『日本書紀』の記述で十分に説明がつくものなのであって、ことさらに年次を操作したりしなくてはならないものではない。このことは当然、磐井の乱にかんする記述にもあてはまる。したがって、私は磐井が最終的に大和

政権に反旗をひるがえすこととなるのは、近江毛野の出兵を契機としたという『日本書紀』の記載は信用できると思う。

のちのこととなるが、宣化二年に新羅の任那侵攻にたいして大伴磐と狭手彦を遣わして任那と百済を助けたときに、じつさいに渡海したのは狭手彦で、磐は筑紫に留まり「其の国の政を執りて、三韓に備」えたという。宣化二年は五三七年にあたり、磐井の乱から十年後だが、磐に筑紫の政を執らせたのは、朝鮮への出兵に際して九州地方が動揺するのを防ぐためではないか。これなども、磐井の乱が朝鮮への派兵を契機におこつたことの影響とも思うのだがいかがであろうか。

ちなみに、その後も新羅の任那侵攻はやまず、さらに卓淳も百済に奪われてしまう（あるいは五三七年のことか）。このような状況下で大和政権が任那の安羅に置いたのが、『日本書紀』が「任那日本府」と呼ぶ機関であつたと思われる。つまり、新羅の進出という非常事態をうけて、大和の朝廷と朝鮮諸国との連絡を密にするための組織なのであって、倭国の任那支配のための機関などでは毛頭ない。この点については述べたいこともあるが、本稿の主題からはなれるので、別に機会を得たいと思う。

三 磐井の乱

先に述べたように、筑紫国造の職務については具体的にはわからないことが多く、国造であつた磐井の乱を通じて考えることしかできない。では磐井は国造としていかなる勢力をもっていたのか。ここでは、磐井の乱から、筑紫国造の支配構造を出来るだけ

うかがってみたい。

『日本書紀』継体二十一年六月甲午条によれば、筑紫国造磐井は「陰に叛逆くことを謀りて、猶預して年を経。事の成り難きことを恐りて、恒に間隙を伺ふ。新羅、是を知りて、密に貨賂を磐井が所に行りて、勸むらく、毛野臣の軍を防遏へよと。是に、磐井、火・豊、二つの国に掩ひ拠りて、使修職ら」なくなつたという。

まず、私が注目したいのが、ここで磐井が「使修職らず」とされている内容である。逆にここから国造として彼がおこなわなければならない職務を知ることができると思われる。それは外のこゝとして「海路を邀して、高麗・百濟・新羅・任那等の国の年に職貢る船を誘り到す」ことであつた。これは朝鮮半島諸国から大和政権に遣わされる「朝貢使節」を抑留しているということである。ということは、筑紫国造の重要な職務は、これらの使節と「朝貢品」を中央に送ることであつたわけである。つぎに内のこゝとして、任那に派遣された近江毛野の軍を遮つたとみえる。磐井はその後毛野に、かつては「肩摩り肘触りつつ、共器にして同食」したのに「安ぞ率爾に使となりて、余をして備が前に自伏はしめむ」と暴言を吐き、ついに「戦ひて受けず」つまり毛野の軍との戦いとなつたとあるから、最初磐井は毛野の渡海を妨害したわけである。その後、大和政権は物部鹿鹿火を大將軍とした追討軍を派遣し、筑紫の御井郡での交戦で磐井を破るのである（二十二年十一月甲子条）。

じつは磐井の乱などというが、最初から磐井が武力をもちいた

かどうかは判然としない。水谷千秋氏は『筑後国風土記』（逸文）の「俄に官軍動発して、撃たむとする間に」という記載から、大和からの攻撃は磐井には予期せぬもので、先に攻撃したのは大和政権の側であつたと述べる⁷⁾。磐井を北部九州の首長を代表するものとみる見解には従えないが、磐井のサポータージュにたいして大和政権が武力で対応したというのが真相なのかも知れない。

それはともかく、問題となつているのは、いずれも朝鮮への海上交通と密接に関係する行為であつて、それはつまるところ磐井が港湾施設を掌握していたことにつながるであろう。つまり、筑紫国造の職務として、その管理下にある港湾をもつて、外国使節を迎えさらに中央へと導くこと、そして海外へ使節や軍隊を送ることがあつたわけである。

ところで、港湾の管理といえは、『魏志倭人伝』に一大率が「皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ」とあるように、邪馬台国時代は一大率の職掌であつた。私はこの一大率の任にあつたのが伊都国王だと思ふが、大和政権は伊都国王の後裔である伊都県主からその職務を奪い、筑紫国造の役割としたのであろう。在地豪族の権力を削いで大和政権の支配を貫徹する一例であつて、大和政権が在地首長の連合体などとはとてもいえない事例である。

だがそれも国造が離反しては役にたたない。したがって、港湾施設を国造の管理下から朝廷の直轄下に置くことは、磐井の乱に懲りた朝廷がまずなさねばならなかつたことなのである。じじつ、乱のあと、磐井の子の葛子は博多湾に面した糟屋屯倉を朝廷に献

上するが、それは朝廷も望むところであつたらう。

また有明海の海上交通も大陸へと通じていたことは、『日本書紀』雄略十年九月戊子条に、身狭村主青が呉からもたらした鷺鳥が水間君の犬に喰われてしまった話が見えることからもうかがえる。『日本書紀』の注では水間君は嶺県主のことともいうが、水間（水沼）も嶺（三根）も有明海側の地域の豪族である。磐井の乱の時点で、彼の勢力は火（肥）・豊の地域にも及んでいたというから、このルートも筑紫国造の管理下にあつたのであろう。

このようにみれば、筑紫国造の磐井がおこした乱は、国造制のもつ限界を朝廷に知らしめたものだつたのであろう。そのため朝廷は国造制のなかに屯倉制を組み入れてゆくわけである。『日本書紀』安閑紀に一括して掲載する諸国屯倉の設置は、そのような事情も考慮してみる必要がある。

ちなみに、屯倉の管理に国造があつたという見解があるが、国造の支配地を割いて屯倉が設定されたという事例からみてもしたがえない。屯倉と国造との関係で言及される大化元年八月の東国国司への詔文「元より国造・伴造・県稲置に非ずして、たやすく詐り訴えて言さまく、我が祖の時より、此の官家みやけを領り、是の郡県を治む、ともうさむ」という一節は、国造・伴造・県稲置のおのの職掌にわけて考えるべきである。つまり、郡を治めるのが国造であり、県を治めるのが県稲置であつて、官家みやけを領るのは伴造の職種とみるのが正しい。筑紫の場合、これらの屯倉を管理したのは神八井命の後裔という筑紫三家連みやけであつたらう。

では、なぜ筑紫国造であつた磐井は大和政権に反抗したのであ

らうか。磐井が反乱をおこした動機については、従来は朝鮮出兵の負担があげられてきた。しかし磐井の時代にかぎってみれば、大和政権は朝鮮出兵に積極的とはいえない。朝鮮半島では四七五年に高句麗によつて一時百済が滅び、大和政権の援助で復興するという出来事があつた。それにおそらく関連して雄略の朝廷では高句麗への遠征の議がおこり、『日本書紀』によれば四七九年に出兵している。だが、その以後は朝鮮への出兵がおこなわれた形跡はない。むしろ、その年に百済で東城王が即位すると、百済と大和政権との関係はむしろ疎遠になつたと思われる。武寧王即位後の武烈六年（五〇四）十月に百済が調を進上したとき、天皇が「百済、年歴て貢職脩らず」と思ったとあるのなどが参考となる。その間、大和政権は技術者（巧手者）を求めて高句麗に使者を派遣するまでになつていたのである（仁賢六年九月壬子条、是歳条）。したがつて、大和政権が百済の要請で朝鮮に出兵するというような状況ではなかつたわけである。

ただし『三国史記』新羅本紀には四八二、四八六、四九七年に相当する年次に「倭人、辺を犯（侵）す」という記事がみえ、五〇〇年には倭人が長峯鎮を攻め陥したという（佐伯有清編訳『三国史記倭人伝』岩波文庫）。ただ、その倭人が大和政権による組織的な派兵か、九州の沿海民の海賊的なものかは判然としないし、それさえも五〇〇年を最後に記事がない。もし、それが海賊とすれば、五〇〇年以降にそれがみえないのは、むしろ筑紫国造が沿海民を十分に統御できるようになつたことを示すのかも知れない。

このようにみれば、近江毛野の遠征は大和政権にとっては久方

ぶりのものであったわけであって、単純に、大和政権の対朝鮮政策が北部九州の負担となっていたとはいえない。もちろん、小康状態を保っていた対朝鮮情勢が険悪になって、大和政権が出兵し、国造の磐井にとつてその指揮下に入ることを余儀なくされるのは、迷惑このうえもないものであった可能性は否定できないが、『日本書紀』に「陰に叛逆くことを謀りて、猶預して年を経、事の成り難きことを恐りて、恒に間隙を伺う」とあるのを事実に近いとみれば、なおほかに朝廷に不満を抱くことがあったとしなくてはならない。

このことは、磐井を在地の豪族とみて乱を九州対大和の戦いと解釈するのが不当であるかぎり、大和政権の対国造政策との関係でみるのがもっとも穏当な見方である。そこで念頭にのぼるのが、雄略天皇以降の国造への抑圧政策である。代表的には雄略による吉備の下道氏の肅清が有名だが、武力弾圧以外にも国造への強行的な政策がとられたのではなからうか。さらに私が注目するのが国造による貢納である。国造が大和政権にたいして如何なる義務を負ったのかはわからないことがおおいが、『古語拾遺』雄略天皇の段には有名な大蔵の設置にかんして「此より後、諸国の貢調、年々に盈ち溢れき」とみえる。つまり雄略朝以降、国々からの貢納が増加したということだが、これはおそらく国造からの貢納を強化することを意味するのであろう。このように、おぼろげではあるが、雄略朝以降の大和政権による地方支配強化政策が浮かび上がってくるのである。磐井の乱もそのような趨勢を背景にするものとみるべきである。

だがある意味全国どこでも起こりうる国造の反抗がほかでもない九州しかも大陸に開かれた筑紫で勃発したのは、それなりの原因があるはずである。つまり筑紫国造固有の問題も考えなければならぬ。私がここで興味をもつのが、九州特産の物品、とくにいわゆる阿蘇ピンク石製の石棺の分布である。この種類の石棺は地元为例がなく、畿内やその周辺に分布しており、しかもその年代が五世紀末から六世紀前期のものという。和田晴吾氏はこの現象を「九州勢力の強大化」と解しているが、私にはそんな性質のものではないと思われる。これら九州特産の石棺は、地元にもおそれないことからみても、中央への貢納品とみるべきであろう。おそらく、筑紫国造はこのような石材品の貢納を強いられていたのである。これは国造に課せられた負担の一例にすぎない。私は、このような過酷な負担が筑紫国造の大和政権への不満を増大させたとも不思議ではないように思うのである。そして、大和政権によるひさびさの朝鮮派兵が、ついに筑紫国造磐井をして中央へのあからさまな反抗に立ち上がらせたのである。

おわりに

以上、本稿では邪馬台国以後の九州と大和の関係を、おもに筑紫国造磐井の乱を素材にして考えてきた。それは、大和政権の地方支配のあり方である国県制が九州でどのように展開したかを論じることでもあるのだが、史料の不足と私の力量不足からかならずしも十分な結果を生むことはなかった。ここで論じたことは、現在の国造制論やミヤケ制論とは異質なことが多いかも知れない。

しかし、私は『日本書紀』に種々の史料批判を加える前に、そこに盛られた情報をまず整理してみるべきだと考えている。このような態度だから、先学の業績を十分咀嚼していないこととあいまって、けっきょく『日本書紀』をなぞったにすぎないといわれるかも知れない。ただ、辺境地域をのぞけば、もつとも遅く国造制が施行されたと思われる筑紫で、国造制のもつ矛盾が爆発したということは理解していただけたと思いたい。磐井の乱以降の九州の情勢をはじめとして、論じ残したことは多い。さらに考えていきたいと思う。

〔注〕

- (1) 拙稿「国県制の成立」(横田健一編『日本書紀研究』第二十一冊、塙書房、一九九七年)。
- (2) 篠川賢『国造制の成立と展開』(吉川弘文館、一九八五年)、伊藤楯「筑紫と武蔵の反乱」(吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館、一九九九年)など。
- (3) 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証』下巻(天山舎、二〇〇二年)二〇九、二四三～二四四ページ。
- (4) 亀井輝一郎「磐井の乱の前後」(『新版・古代の日本』第三卷、角川書店、一九九一年)。
- (5) 山尾幸久『筑紫君磐井の戦争』新日本出版社、一九九九年。
- (6) 田中俊明『大加耶連盟と「任那」』(吉川弘文館、一九九二年)二二五～二二七ページ。
- (7) 水谷千秋「筑紫君磐井」(鎌田元一編『古代の人物1 日出づる国の誕生』清文堂、二〇〇九年)。
- (8) 館野和己「ミヤケと国造」(吉村武彦注〔2〕編書所収)。
- (9) 和田晴吾「今城塚古墳と九州勢力」(高槻市教育委員会編『継体